

行政改革に関する日中学術交流報告

著者名(日)	山梨学院大学行政研究センター
雑誌名	山梨学院大学法学論集
巻	44
ページ	87-107
発行年	1999-12-25
URL	http://id.nii.ac.jp/1188/00000833/

報
告

行政改革に関する日中学術交流報告

山梨学院大学行政研究センター

はじめに

一九九九年（平成十一年）五月、中国の人事行政管理科学研究所の代表団が学術交流のため本学に来訪した。これは一九九四年（平成六年）十二月、中華人民共和国國務院人事科学研究所（行政管理科学研究所）と山梨学院大学行政研究センターとの間で締結された交流協定に基づくものである。

中国代表団のメンバー、日程等は次のとおりであった。

(1) メンバー

行政管理科学研究所副所長 祁 嘉 正

同研究所 主任 華 曉 晨

同研究所 副研究員 李 志 更

同研究所 助理研究員 張 平 平

(2) 期間

一九九九年五月二十八日（金）から六月六日（日）まで

(3) 学術交流等の内容

① 専門演習、授業等での講義

（各先生方の専門演習や授業の時間を中国の講義に振り替えて頂いたことに感謝する）

五月三十一日

「中国の人口政策」 張平平

「中国国務院」 祁嘉正

「中国の都市政策」 李志更

「中国の行政改革」 華曉晨

六月一日

「給与制度改革」 張平平

「中国の訴訟制度」 華曉晨

② シンポジウム

「二十一世紀の中国と日中関係の展望」

発表者 中国側：祁 嘉正、華 曉晨、李 志更、張 平平

日本側：濱田一成（本学教授）

通訳 熊 達雲（本学教授）

日中の学術交流シンポジウムの内容は以下のとおりである。

○濱田一成

今日は、中国人事部行政管理科学研究所の四人の先生方をお迎えして、「二十一世紀の中国と日中関係の展望」、副題といたしましたして、「国家の発展と政府の役割を中心として」という題でシンポジウムを開催させていただきましたことになりました。お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。なお、授業、その他の関係で、途中で退席をされる方はやむを得ないことと存じますので、中国からの皆様方もご了承いただきたいと思います。

○行政研究センター顧問（椎名慎太郎君）

それでは、開会に当たりまして、私どものセンターの顧問であります椎名先生からご挨拶をいただきます。

それでは、行政研究センター顧問ということでご挨拶を申し上げたいと思います。

中国人事部行政管理科学研究所と山梨学院大学行政研究センターとの交流は、一九九四年から、既に五年の経過

を経ております。九四年一二月に、行政管理科学研究所の張誠業先生がこちらにおいてになりまして、古屋学長と交流協定を交わしましたが、これが正式な発足ということでありました。その後、九五年に、私たちの代表が訪中、九六年に行政管理科学研究所の側が訪日、九七年に、また私どもの代表が訪中し、昨年、本来であれば中国側から皆さんがおいでになるはずでしたが、都合で延期されて、今回、この四人の先生がおいでになりました。祁先生、華先生、李先生、張先生、心から歓迎を申し上げたいと思います。

この交流は、學術交流の進展、そして二つの研究機関の相互協力、これが中心的な目的になっております。私たちは、相互に学び合う、そういうことを中心に交流してまいりました。今回、このシンポジウムは、今回の訪日の中でも、訪日のいろいろなプログラムの中でも中心的な役割を持つ、非常に重要な研究交流の機会だと思っております。ぜひ、有益な成果が上がるように期待をしています。祁先生はじめ、各先生方、よろしくお願いいたします。これをもって私のあいさつといたします。

○濱田一成

それでは、私から中国の學術交流団の先生方のご紹介を申し上げます。

最初に祁嘉正先生、中国人事部行政管理科学研究所の副所長をされておられます。続きまして、同研究所の主任をされておられます華曉晨先生です。続きまして、同研究所の副研究員をされておられます李志更先生です。それから、同じく同研究所の助理研究員をされておられます張平平先生です。日本側としては、私、濱田が発表させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、早速、シンポジウムに入りたいと思います。最初に祁副所長から中国の国政の改革等を中心にお話を

何うことになっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○ 祁 嘉正

報告をさせていただく前に、二点ほどご挨拶させていただきたいと思ひます。

まず、皆さんからの歓迎を心より感謝いたします。次に、熊先生には、非常に多忙な中で、何度も通訳をしていただき、大変お世話になりました。私は同僚たちに代わり感謝を申し上げます。

それではなるべく短い時間で、中国で最近、行なわれた政府の行政改革や、その他のことについて、駆け足で述べていきたいと思ひます。そして、うちの研究所および個人の、このような変革に対する考え方も話させていただきたいと思ひます。もちろんテーマは、この黒板に書いてあるようなものです。では、始めます。

私は三つの課題を申し上げたいと思ひます。第一は、中国経済がここ二〇年間近くの間で発展をとげた原因は何か。第二は、これからも中国経済が発展を保つための保障及びその背景は何か。第三としては、日本の経済社会発展に対する研究をふまえて、中日両国は、どのようにすれば両国とも発展が促進できるか、そのような動機で見たい、検討してみたいと思ひます。

まず、第一の問題から始めます。中国経済発展の原因は五点ほど挙げられます。まず、一番目の原因としては、一〇年間にわたる文化大革命による国内混乱を終結させ、その発展の局面を迎えたことにあります。これをもっと細かく分けてみると、第一点目は、毛沢東を中心とする、当時の中国共産党中央の、いわゆる左傾錯誤が是正されたことである。毛沢東の誤りの一つは、中国の、いわゆる指導幹部の中に資本主義の道を歩む実権派が存在していたと判断したことです。それは、むしろ、中国の経済社会発展を促進する面で、毛沢東と異なった意見を持ち、そ

して今ではそれが正しいということを立証できた人々だと思えます。毛沢東の左傾的な誤りによって、政治的には高度な集中、経済的には過度の国有化になったわけです。

その二点目としては、四人組、林彪のグループを打ち倒したことです。彼らの党を乗っ取るうという陰謀を見破りました。江青をはじめとする四人組のグループと、林彪グループという、二つのグループは、毛沢東の誤りを逆に利用し、彼らと異なった意見の持ち主を徹底的に迫害しようとしたのです。

三点目としては、全国の国民の経済発展に対する認識を統一したことにあります。この中で最も取り上げられるべきものは二つあります。一つは一九七八年四月ないし五月の間に行われた、実践こそ真理を判定する唯一の基準であることと、それに経済の発展が「固い理屈」だといった二つの理論、論争が行われたことです。

四点目としては、党と政府が管理のシステムを回復したことにあります。その中で、例えば民主党派、すなわち野党の活動も回復しました。そして、文化大革命の中で設立された革命委員会という組織が撤廃されたのです。ついでに説明しますけれども、その流れの中で、私も一年間ぐらい、ある大学の革命委員会の委員を務めたことがあります。そして、政府の各機能部門も立て直した。そのために、一九八二年に至って、中央官庁は百数十にも及んだ。以上を要約すると、第一番目の原因は、文化大革命に終止符を打ったことにあると思えます。

経済発展の二番目の原因としては、経済改革を行ったことにあると思えます。これをさらに四点に細分できます。その第一点目は、国有制を中心とした唯一の経済体制を是正したことです。文化大革命までは、田舎においても、いわゆる公有制の要素は九八%以上を占めていました。都会では一〇〇%です。改革、開放を通して、今の所有制は、国有制と集団所有制と個人所有制と、三資（合併企業・合作企業・外資企業）の外国資本企業を中心

とする私有制といった所有制の系列があるようになっていきます。経済改革を通して、経営者や生産者の意欲性を刺激したのです。人々の積極性を刺激するためには、やっぱり公有制の占有率を下げなければなりません。つまり、集団の利益を本人の利益と密接に結び付けなければなりません。交換、いわゆる商品交換と配分と、その投資の面にも、それぞれが利益を得るようにしなければなりません。

第二点目として、企業と政府との業務分担をはっきりさせたことです。これは一九八四年にスタートした作業です。これはもう既に一五〜六年も経ているのですけれども、国有企業を中心に非常に難しい作業となっていました。その難しさの表われとして、一つは政府があまりにも権限や権力の委譲をしたくないこと、もう一つは、国有企業の経営者が、今の体制をバックに欲しいことがあげられます。去年の政府改革の作業の中で、国有企業に対して、督察制度を導入しました。督察制度のようなものですね。行政改革の中で整理された百数十名、一二〇名ぐらいかな、大臣または次官クラスの人々が、国有企業の監察員に任命されました。これらの監察員に、国有企業に対する監督業務を担当させています。その監督業務の中の一つは、帳簿のチェック、会計チェックをします。もう一つは、国務院、つまり内閣に対し、国有企業の経営者の、いわゆる人格とか、品性とかについて報告します。半年ぐらいの監察を経て、七〇%、つまり七割ぐらいの国有企業は、大なり小なり問題が存在していることが分かりました。

第三点目は、政府の企業に対する管理方式をマクロ的な管理方式に変えたことです。その措置の一つは、産業または企業に対する調整、コントロールを、中央と地方の省、直轄市、自治区政府に委ねたのです。

二つ目の措置としては、計画単列都市を設定したことで、これは日本の政令都市に似たものです。大連、青島、

広州、深圳、厦門というような大きな都市、これはいわゆる計画単列都市、特別都市です。これらの計画単列都市に副省級、日本流でいえば副都道府県の行政ランクをつけて、省、直轄市、自治区にすぐ次ぐ権力を、経済監督の権力を与えました。

三つ目の措置としては、経済をコントロールする方式を変えました。つまり、行政主導から、金融や財政を通してコントロールすることになっています。例えば、物価の設定方式、物価の決定方式も、今は企業に委ねています。去年に至って、九八％は、もう市場に委ねております。また、税も、国税と地方税に分けて徴収するようになってきます。また、融資もバランスをとるように、経営の悪い企業には、もう貸し出しはいたしません。経営のいいところには、いくらでも貸し出しをいいという方法を導入しました。また、いくつかの専門銀行、商業銀行を設立し、そして、すべて自己責任になっています。

第四点目は、一九九八年、新しい中国ができてから最も、大規模な改革を行ったことです。この改革を通じて、國務院の構成機関は四〇から二九に減りました。そして、その職員は三万二千人から一万六千人に整理しました。この作業はほぼ終わっています。

経済発展を促進した三番目の原因は、法治を強化し、民主を強化したことです。そして、村民自治を中心とする国民の自主権がだんだん広がってきました。また、企業では社員代表大会の権限を拡大し、会社の経営者に自主権を与え、人民代表大会の立法作用をさらに強化してきました。企業に自主権を与えるとともに、職員に、企業経営の監督権を与えました。このような行政監督等を通して、腐敗を減らすように、いろいろな措置をとっている。

四番目の原因は、対外開放政策をずっと、堅持してきたこと。

五番目は、周辺諸国と平和的な発展環境を形成するように努力したこと。

以上、中国経済発展の原因について簡単に述べましたが、次は、第二の問題、二一世紀中葉までに、中国の経済はどの段階まで発展できるかについて見てみたいと思います。結論から言うと中国経済は、二一世紀なかばまでに中等発達国家のレベルになれるのではないかと思います。それを実現するためにはいくつかの保障条件が必要となります。一つ目は、なによりも社会の安定が必要で、二つ目は、国有企業の改革を中心とする改革を進めていかなければならない。三つ目は、対外開放の範囲をなおさら広げ高めなければなりません。四つ目は、社会の均衡のとれた発展を保つことです。均衡発展とは、経済発展と社会発展と一セットになって、経済発展とそのほかの発展のスピードを大体同調させなければならぬことを指します。改革開放になってから、中国は少し政策的なミスを犯しました。つまり物質的な発展には力を注いできたが、精神的な発展には、例えば、教育、文化、道徳、精神、文明建設などの面ではちょっと力を入れ足りなかったような感じがします。五つ目は、政府管理の改革を続けて行うことです。先ほど私が、建国以来、最も範囲の広い改革を行ったと申し上げましたが、この改革は、やっぱり中間的な改革だと思えます。実は、中国の改革も、日本の改革を参考にして、一気にやり遂げようかと思ったのです。例えば、中央官庁の機関数は日本のように一二ぐらいにしてはどうかとか、一二が無理だったら一五、一五が無理なら一九では如何かと。結果的には二九になりました。だから、これからまた改革を継続していくべきです。最後に、六つ目としては、和平的な国際環境が必要です。二番目の大きな問題について、簡単ではありませんが、以上です。

最後に、第三の問題、中日経済体制、またはいろんな面での相違、そして中日両国の経済はどのような提携が行

えるかについて簡単に検討してみたいと思います。

われわれが日本の経済を見ていった過程において、日本の経済発展にはいくつかの特徴が見られました。一つ目は、日本経済が長期間にわたって高度成長を成し遂げ得た原因は、ルールをよく守ったことです。規律よく、そして規制がよくなってきた社会ができました。二つ目は、政府から国民まで、つまり中央官庁から末端の市町村まで、国経済を発展させるために一致団結して力を合わせたことです。三つ目は、教育の強化と貯金の促進に力を入れてきました。四つ目は、企業経済、または産業の発展に対して、政府が指導権を手放していないことです。以上のことについて、中国の官僚、そして学者、特に日本におじゃましましたことのある人ならば、みんな深い認識や印象を受けています。

中日両国は非常に近い存在で、隣国ですから、相違の中には同じ部分があつて、同じところにはお互いに異なっている部分がある。長い歴史の中に、そして地理的な条件から見ても、両国が提携して発展していけば、それぞれに密接な利益をもたらすのではないかと私は思っています。例えばの話ですけれども、われわれ両研究機関は、つきあひをするようになってからこのように密接な関係になったのではないかと。そして交流を行うたびに関係が深まっています。両研究機関は、共に地方公共団体、また政府、または国家の役割について研究しています。交流を行うたびにお互いの認識も高まりました。これも、お互いの政府またはその国民に対してメリットがあるからこそ、そのようにつながったと考えます。そして、お互い、両国の発展に対して、それぞれ責任感を持っています。だからわれわれとしては、今の基礎をふまえ、なおさら交流を促進していききたいと思っています。

○濱田一成

それでは引き続き、華先生から発言をお願いしたいと思います。

○華 曉晨

先ほど、祁先生から、ここ二〇年間の中国の経済改革開放と、これからの中日関係の発展の見込みについての彼の考え方を発表しました。非常に具体的に良くお話をまとめたと思っております。全面的に賛成します。

次に私は、中日両国の経済発展へのアプローチから、両国の提携の重要性について、少し私の考え方を述べたいと思います。

中国の経済の現況と日本の経済の現況を踏まえ、経済を発展させ、つまり国を富まし、民を強くすることは両国の共通の願いではないかと思えます。だから両国の経済が、お互いに補強する必要があります。改革、開放になつてから、中国の国民も、知識が最も重要な生産力であることを分かるようになりました。

科学技術の促進は、国家の経済発展につながる重要な手段です。だから中国の国民は、中国の経済を促進するために、諸外国の先進的な技術を身に付けなければならないと認識をしています。また、先進諸国の先進的な管理ノウハウも導入しなければなりません。この面においては、日本はある程度リードしています。日本は、歴史や文化の面及び人文科学の面において、中国に共通する部分がたくさんあります。したがって、中国政府は、改革開放になってから、中日両国の関係を改善するために、最も日本を重視してきたと思えます。逆に、中国は資源が割合豊かで、人口も多い。そして国土は割合広く、潜在的なマーケットです。また、中国の長期、政治的な安定も、た

ぶん、それほど問題はないと、私は見込んでいます。

その面では、中国は世界各国の、いわゆる資産家、資本家、そして投資者に対して、非常に魅力的な存在ではないかと思えます。日本の現況から見れば、日本は、外国の資源と外国の市場をどうしても開発しなければなりません。両国は地理的にも非常に近い存在ですね。そのような条件があつて、中日両国の経済の提携と促進には、両国に有利な条件を提供しています。両国の経済発展の必要性から、両国の、密接な友好な関係がますます発展していくのではないかと、私は信じています。両国の友好善隣関係を発展させることは、両国の国民に利益をもたらすものであり、そして、アジアの経済発展と平和、そして世界の平和、発展に寄与するものでしょう。

ここ数年来、中国は法治主義、民主主義化するようになりました。これは中国経済の発展を保障する条件を提供しただけでなく、各国が中国の市場へ進出する際にも保障を与えたこととなります。また、国有企業の改革を通じて、近代的な企業制度に近寄っている過程です。農村においては、五〇年間変わらないという、農地制度も、最近、改定されました。このように都市や農村を問わず、国民の利益が、もう既に国家の利益とセットになっていきます。だから、その意欲性が、今にないほど高まっています。今まで、リスクを減少して、公益を向上させるというようなスローガンを何回も繰り返してきましたが、なかなか効果が出てこない。ただし、ここ数年の改革を通じて、今までの局面は少しずつ変わっています。職員たち、いわゆる生産者は、勤め先の利益が良くなればなるほど、自分にも密接につながってくるから、それで意欲が出てきます。生産意欲の向上は、全国の経済発展に、促進作用を果たしたと思います。

第三は、科学技術改革も、政府の改革の作業の中に収められています。今まで、企業から切り離された数百の研

究機関は、企業集団に衣替えしました。一部のものは直接に営利機関にし、他の部分は、大手企業と合併して企業の一部にさせました。このような改革を経て、科学技術の運営体制も根本的に変わりました。改革は、科学者、技術者の意欲、技術者たちの研究成果を向上させるのに非常に大きな役目を果たしました。そのような改革があったからこそ、中国の経済の持続可能な発展が保障されるような体制が整ったといえます。また、教育も空前に発展しました。絶対多数の地方では、文盲はもうなくなりました。また、高等教育、つまり大学教育は、中進国ぐらいの発展を遂げました。管理者や労働者及び職員の素質が教育によって高まりました。教育水準の高い労働者が現われて、新しい技術の導入と新しい機器の採用が可能になりました。以上の理由で、中国の持続的発展と安定的な発展が、たぶん保障されるのではないかと私は思います。だから、先ほど祁先生がおっしゃったように、二一世紀の半ばぐらいまでに、中国は大体中進程度の工業国家に達することができるかと私は信じております。また、中国経済の発展は、周辺諸国との平和的な関係を保持するのにも非常に有意義です。周辺国家との関係の促進にも有利ではないかと思えます。そして、中国と周辺諸国との国家、または国民との共通の発展にも有利であると思えます。

○濱田一成

それでは、次に李先生にお願いいたします。

○李 志更

私は、このような公けの場所で発表することが初めてですので、ドキドキしています。不備があれば、ご諒承をお願いします。

先ほど、祁先生が中国の経済発展を促進した原因について政府改革や大きな環境の面から非常に要所をつかまえて、いろいろ、おっしゃったのですが、私もその流れに沿って、もう少し具体的に、補充的にご説明をさせていただきます。

例えば、この中の行政改革の特徴、つまりそのユニークさについて、どのようなものがあるかを説明してみたいと思います。特徴の一つは、中央機関のコントロール部門を調整し、その専門的な经济管理機関の機能を強化したことにあります。今度の改革の最も重要なところは、経済官庁に対する改革です。そしてこの改革は、これからも続けていくでしょう。皆さんは、中国の官庁行政機関について詳しい知識をお持ちになっていると思いますが、お分かりになっていないであろうと私が思っているものは、中国の经济管理について、官庁の中が、また二つの系統に分かれていることです。一つは、総合的な经济管理であり、もう一つは、いわゆる専門的な、産業的な经济管理です。今までの慣行によりますと、その総合的な管理機関は、いろいろな面で専門的な管理機関より地位が重要でした。国有企業機能と政府機能の業務分担も改革していくということで、ここ数年来の改革の主なものの一つなのです。このように、政府機能と企業機能の業務分担の改革を通して、総合管理機関の機能が強化され、逆に産業ごとの、いわゆる専門的な管理機能が減少します。条件が揃えばそれをなくしていく方向にあります。つまり、この総合的な经济管理機関のマクロ的な調整機能の強化には、もちろんいろいろな作用があります。例えばその中に、経済的な総量のバランス、そして、通貨の管理、また産業の、政策指導といったような政策の面での推進があります。例えば、国家発展計画委員会、国家经济贸易委員会または財政部として中国人民銀行の機関は、先ほどいったような総合的な经济管理機関に属します。専門的な经济管理機関の機能は、主に生産品の総合的調整、そして正当

な、公正な競争秩序の確立などといったような業務に専念することです。農業部とか、対外経済貿易部や、鉄道部というようなものは、いわゆる専門的な経済管理機関として、まだ存続しています。ただし、今まで産業ごとに設立されていたような部機関が、例えば石炭工業省、機械工業省といったようなものは、いわゆる部から国家局に格下げまして、産業内の政策調整を担当するにとどまります。

二つ目の特徴は、社会サービス管理機関を調整したことにあります。これは、主に中国の国情、現在の国情をふまえて、諸外国、特に先進国家の現状を参考に成し遂げた改革なのです。この中の最も大きな改革の一つとして、昔の労働部を基盤に、労働と社会保障部を設立したのです。この労働と社会保障部とは、民政部にあった保険業務、人事機関にあった幹部保険業務及びいろいろな会社バラバラにされている、保険業務を全部一括して、労働と保健部に統合することになりました。そして、教育や科学技術の発展、いろいろな国民の健康管理等、これらだんだんその地位が上がっていく部分についても改革の重点を置いた。つまり、個人の力またはある会社、ある機関の力ではできないことを、これは政府が吸い上げてやるのです。

三つ目は、法の執行機関を強化することです。法執行機関の強化は、改革・開放をしてからずっとやり続けてきたことなのです。今、まだやっているのですけれども、これからも続けていくでしょう。これは、統一、平等、公正、秩序のある競争的マーケットを確立するためには、やっぱり行き届いた監督部門を設置しなければ、とてもしないことです。法、法の執行部門の強化を今もやっているし、これからも続けていくでしょう。今回の改革だけでなく、例えば今までの何回かの改革の中にも、例えば工業、商業、行政管理機関といったような管理機関の機能はいつも強化の対象になっております。先ほど、祁先生もおっしゃったように、国有企業に対して監察員を派遣

するとうような改革も、非常に重要な作業の一つです。時間はそれほど長くありませんけれども、このような監察員を派遣したことによって、中国の国有企業への監督・監察は、以前より強くなり、非常に大きな成果を収めました。

以上をもって、付け加えとさせていただきます。
ありがとうございました。

○濱田一成

それでは引き続き、張先生、よろしく。

○張 平平

以上の先生たちに詳しくご報告していただきましたので、私は簡単に付け加えるに留めます。

先ほど、祁先生はご報告の中で、いわゆるこれからの経済発展を促進する保障条件としては、国有企業の改革を挙げました。それとともに、今まで、国家の管理事務のひとつとして非常に重要な地位にあつた社会管理事務の改革があるのです。この社会管理事務も今度の改革の対象になっています。今までの社会管理事務は、主に国家に集中されています。もちろん、昔の国有形態が主だった時代においては、それは合理的でした。大きな役目を果たしました。ただし、経済発展、特に市場経済の発展にしたがい、今までの事務管理、社会事務管理システムは、その分布の面であらうと、構造の面であらうと、市場経済の発展には、もう合わなくなっています。だから改革しなければなりません。したがって、このような社会事務管理を社会化させなければなりません。つまり、政府に任すの

ではなくて、政府が事務管理するとともに、多くの部分を社会に委ねるといような方向に向かうでしょうと思います。この社会管理事務を社会化させることは、一つは政府の財政の支出を減らすことができる。また、その社会的な力がよく使える。三つ目は、社会のバランスがとれた発展が保てるというようなメリットがあります。日本は市場経済の歴史が長く、そして社会事務管理も市場形態に適応する形になっているから、われわれはこれから市場経済になっていき、社会事務管理も社会化になっていく過程において、日本の経験を非常に参考にするとところが多いと思います。だからわれわれ両研究機関の研究が非常に期待されるのではないかと思います。以上、付け加えさせていただきます。

ありがとうございます。

○濱田一成

それでは、中国側の発言を終わりました、四人の先生方、ありがとうございます。

日本側ということで、私から日本の行政改革について報告したいと思います。

簡単なメモを作っていますので、これをお配りしてお話をしたいと思います。

それでは、時間もあまりありませんので、ごくかいつまんでお話をしたいと思います。

日本の行政改革は、長年にわたって行われておりますが、本当に注目し値するものは、国有鉄道、電信電話公社の民営化などであろうと思います。現在も行政改革ということを非常に言われておりますが、そのキーワードを挙げますと、一つは規制緩和、一つは地方分権、もう一つは中央省庁等改革。これは省庁再編と言われることもあります。行政改革が必要な理由というのは、その時々で違うと思うのですが、現在の行政改革が必要な理由として

は、日本の経済や社会の発展を支えてきました日本型システム、先ほど、祁先生からお褒めいただいたところではあるのですけれども、これが、もう制度疲労の状況になっているのではないかとこのことでございます。行政でいますと、官僚主導では大きな変化に対応しきれなくなっている。あるいは官僚の不祥事等があつて、官僚への信頼が揺らいでいるということ、ここでは政治主導ということが求められております。経済の面では、経済のグローバル化ということの影響も大きく、これに対応するという必要性もあります。

次に、順を追つて、この三つのキーワードについて、中心はこの中央省庁の改革なのですけれども、順にお話をしていきたいと思ひます。

まず、規制緩和というのは、民間の活力を生かすために、政府のさまざまな規制を廃止し、あるいは緩めるといふものであります。「官から民へ」ということで、従来、政府が行つてきた分野を民間に委ねるといふようなことも進められます。

次に地方分権は、「中央から地方へ」ということで、国の包括的な指揮監督を認める機関連任事務制度の廃止に象徴されるように、国と地方の関係を対等・協力の関係に改めるとともに、国と地方の役割と責任を明確にし、国の権限を地方に委譲するものであります。現在、この地方分権を推進するための関係の法律案が国会で審議されております。これも非常に重要な改革と位置付けられております。

それでは、その次に中央省庁と改革ということですが、これには大きく二つの面があると思ひます。一つは首相のリーダーシップの強化であり、もう一つは組織のスリム化ということでもあります。橋本内閣の当時、行政改革会議というのが設けられまして、そこでの審議を経て、中央省庁等改革基本法が平成一〇年六月一二日公布、施行さ

れております。そして、現在は中央省庁等改革一七法案、これは内閣法とか国家行政組織法を改正する案や、内閣府の設置、あるいは総務省の設置の法案などですが、国会で審議されております。

そこで、一つ目の首相のリーダーシップの強化ということですが、首相が単に調整を行うだけではなくて、首相に発議権を認めるということでもあります。これは、内閣の重要政策に関する基本的な方針を閣議に提案できるといふものであります。一言補足いたしますと、日本の内閣総理大臣は、内閣の国務大臣を任免する権限はあるのですけれども、実務の面では調整を中心におつて、なかなかリーダーシップを発揮できない、各省の権限と責任が強い仕組みになっているということで、こういう問題が出ているわけです。日本のシステムのひとつの欠陥は、各省が強くて、省益があつて国益がないとか、あるいは局、省の下ですね、局益が強くて省益がないというような形で、なかなか一体的な運用というのが難しい現状にあるわけです。そこで、政治を強化すること、今申し上げたようなことのほか、内閣官房を強化したり、あるいは内閣府というのを設置し、あるいは各省の大臣の下に副大臣というのを設置することになっているわけです。先ほども祁先生が日本のことにちょっとお触れになって、大変研究をなさっているということで感心したのですけれども、日本の場合、閣僚数を一五人以内とし、必要な場合は一人まで、これは総理大臣を含めてですね、そういう数とするということを考えております。そして、お話があつたように、一府一二省庁にするということ、官房および局の数を、一二〇あるのを九六に減らすということです。そのときには、事務事業の廃止、民営化、民間委託の推進をすることにしております。それから、現業の改革も行うということですが。それから、もう一つ特色がありますのは、研究所、美術館、国立病院等を独立行政法人化するということでありまして、従来の純粹の国家机关から独立の法人格を与える形にしようというものであります。こ

ここでは業務運営について、所管の省庁が三年ないし五年の中期目標を定め、その目標にしたがって、各独立行政法人が中期計画を作って実施していきます。それは運営の効率化ということをやねらいとしているわけです。あと、地方支分部局というのは出先機関のことですが、それを整理・合理化するということがあります。それから、定員削減ということで、国の行政機関の職員の定員を一〇年間で一〇分の一削減することとしています。

最後に、メモの表は、中央省庁がどのように改正されるかということが大雑把にみたものであります。

一言、ちよつと補足しますが、これは現在進行中のものであります。これをめぐっては各界にいろいろな、多様な意見があります。これを本当に成功に導けるかどうかということが、これから注目しなければならない事柄であります。

行政改革自体の報告については、これに留めますが、あと少し申し上げたいと思います。

祁先生からお話がありました中国の人事部行政管理科学研究所と本大学の行政研究センターの交流の促進については、今後とも積極的に進めていきたいと思っております。

話を、少し日中交流という広い面に広げてみますと、本大学には中国からの先生方も見えておられますし、また、留学生の皆さん、今日もご出席の方が何人かおられますが、そういった形で日常的に、非常に近い関係にある。もともと日中というのは、一衣帯水の関係にあるわけですけども、そういう意味でも非常に近い関係にあるということを感じております。

(このあと質疑応答が行われた)

○濱田一成

皆様方には、このシンポジウムに熱心にご参加いただきましてありがとうございます。中国の四人の先生方的確なご講義をいただくと同時に、皆さん方の質問にご丁寧にお答えをいただいたことに対し心から御礼申し上げます。今後ともこういった学術交流が盛んに行われますことを祈念いたしまして、御礼の言葉いたします。どうもありがとうございます。

○祁 嘉正

最後に、お礼を兼ねてちょっと発言させていただきます。一点目は、やはり教授のレベルは、ほかの方々と違うことです。ご指摘の問題は、質が非常に高く中身の深いものばかりです。われわれに対しても非常にいい刺激になっています。われわれが帰ってから、研究の面を深めていくためには非常に参考になりました。

二点目としては、先ほど濱田先生のご発表についてですが、できれば無理なお願いかもしれませんが、もう少し充実してもらって、帰って、うちの人事省のトップに、日本の行政改革の現状として報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いできればと思います。ありがとうございます。

付記：このシンポジウムの編集にあたっては、行政研究センターの濱田一成、熊達雲、中井道夫の三人があたった。